

第 3 回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会開催結果概要

1 琵琶湖保全再生推進協議会 幹事会とは

琵琶湖の保全及び再生に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき組織する「琵琶湖保全再生推進協議会」の目的を達成するため設置するもの。

(琵琶湖保全再生推進協議会設置要綱に規定)

◇法第 8 条 「主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事、及び関係指定都市の長は
琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行うため、琵琶湖
保全再生推進協議会を組織することができる。」

◇要綱第 5 条 「協議会の目的を達成するため、幹事会を設置する。」

2 構成員

主務省 11 名、関係行政機関 3 名、関係府県および関係指定都市 8 名 計 22 名

3 主な経過

平成 27 年	9 月 28 日	琵琶湖保全再生法公布・施行
平成 28 年	4 月 21 日	国：基本方針策定
平成 28 年 11 月 15 日		第 1 回琵琶湖保全再生推進協議会
平成 29 年	3 月 30 日	県：計画策定
平成 29 年	7 月 24 日	第 1 回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会
平成 30 年	9 月 7 日	第 2 回琵琶湖保全再生推進協議会幹事会

4 第 3 回幹事会の開催概要

(1) 開催日時

令和元年 9 月 9 日 (月) 13:00~17:00 (現地視察を含む)

(2) 開催目的

- 琵琶湖の現状と課題の共有 (現地視察)
- 各構成員が実施する施策の実施状況の共有・意見交換
- 法の見直し規定を踏まえ、各施策の実施状況の把握や今後の施策展開の検討等を行うため、法・基本方針・計画のフォローアップ実施をキックオフ

(3) 開催場所

- 会場：北ビワコホテルグラツィエ (長浜市港町 4-17)
- 現地視察：米原サイクルステーション、滋賀県水産試験場
船上からの湖上視察

■現地視察



県水産試験場（ホンモロコ飼育池）



湖上視察

■幹事会（議題）

- ①琵琶湖の保全及び再生の状況について
- ②琵琶湖の保全及び再生に関する施策実施状況について
…環境省、国土交通省、農林水産省、文部科学省、滋賀県
- ③琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換 …滋賀県、京都市
- ④その他 …国土交通省、環境省

幹事会における主な発言

- 環境省：環境省では、琵琶湖の環境修復実証事業による水質改善効果の検証を進めるとともに、特定外来水生植物の防除、カワウの広域保護管理などに取り組んでいる。琵琶湖の保全再生施策をより効果的に推進していくためには、関係省庁と自治体との一層の緊密な連携と協力を図っていく必要がある。
- 国交省：琵琶湖は近畿圏の社会経済活動を支える水資源として重要な存在。また、多くの固有種が存在する豊かな生態系を育てており、その保全・再生は極めて重要。引き続き、社会資本整備総合交付金等を通して、水草の除去や流域での下水道事業による水質保全など、琵琶湖の保全・再生のための必要な支援を行っていききたい。
また、来年9月に法律施行から5年を経過することから、これまで実施してきた施策ごとにフォローアップを実施し、引き続き、関係者で取組・連携を強化していききたい。
- 水産庁：引き続き、ヨシ帯造成等の琵琶湖の水産業を支える環境整備への取組を支援してまいりたい。
- 京都市：琵琶湖疏水記念館では、「びわ湖の日」関連事業として、琵琶湖の保全に係る取組などを紹介するパネルの展示やリーフレットの配架を実施。また、琵琶湖疏水通船については、乗船チケットがすぐに完売となるなど、大変好評。我々周辺自治体も琵琶湖から大きな恩恵をいただいているところであり、引き続き、水環境保全はもとより、産業、観光・文化などあらゆる視点から、琵琶湖の将来に向け、関係省庁や周辺自治体と連携を図ってまいりたい。